

連 絡 書 (No. 13)

令和4年3月8日

市内 居宅介護支援事業所
地域包括支援センター 御中
(参考：紙おむつ指定事業者)

紙おむつ購入費支給制度の申請時の注意点について

標記の件について、申請にあたりご注意ください点を下記のとおり連絡しますので、再度ご確認くださいませようお願い致します。

記

1. 軽度認定者（要支援1～2、要介護1）の更新申請

認定有効期間（更新・区分変更）ごとに以下の要件を確認してください。

主治医意見書で支給要件を満たしていることが確認できる方	自動更新とします。 (申請書の提出は必要ありません。)
主治医意見書で支給要件を満たしていることが確認できない方	診療情報提供書を添付の上、更新、または廃止の申請をして下さい。

※一定期間申請がない方については、廃止にさせていただきます場合があります。

2. 病院・施設へ入院・入所中の支給

病院・介護保険施設への入院・入所中は紙おむつ給付が受けられません。ただし、月のうち一日でも在宅（入院・入所中の外泊は除く）であれば支給対象となりますが、本制度の「在宅で介護を受けている方へのサービス」という趣旨に沿うよう、必要性を十分に検討したうえで支給するよう周知してください。

3. 市外居住者への支給

本制度における配達範囲は所沢市内です。住所地特例による市外居住者に対しては、郵送対応となりますので、市及び各紙おむつ指定事業者にご報告ください。なお、郵送料については利用者負担となる旨周知をお願いします。

4. 配達先

本制度は原則、利用者宅への配達となります。利用者の身体状況等により、利用者宅への配達が困難な場合及び望ましくないと判断される場合は、利用者の御家族（介護者）の居宅へ配達します。（市内に限る。）デイサービスなど利用者及び御家族の居宅と判断できない場所には配達できませんのでご注意ください。

5. 配達の休止・再開・商品変更

配達の休止・再開、商品変更の場合は、直接事業者に連絡してください。市に連絡いただく必要はありません。

なお、休止中に軽度者の更新申請をした場合であっても、配達再開の連絡は、直接事業者に行ってください。市から事業者へ再開の連絡はしません。また、更新申請時は、商品を記入する必要はありません。

市に申請を出すもの	新規、業者変更、廃止、軽度者の更新
事業者に直接連絡するもの (市への申請・連絡不要)	配達の休止・再開、商品の変更

以上

問合せ 所沢市介護保険課給付担当
359-8501 所沢市並木1-1-1
TEL : 04 (2998) 9420
FAX : 04 (2998) 9410
Email : a9420@city.tokorozawa.lg.jp